

青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について (令和5年第2回青森市議会定例会提出予定案件)

1 制定理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が、令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、以下の改正項目等について改正するため、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 条例の主な改正項目について

(1) グリーン化特例の適用期限の延長(施行期日:公布の日)

■グリーン化特例(軽課):燃費性能等の優れた軽自動車(新車に限る)を取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税種別割の税率を軽減する措置

【改正前】

適用期限:令和4年度取得分まで

【改正後】

適用期限:車種区分に応じ、令和6年度又は
 令和7年度取得分まで適用

※軽減割合は変更なし

○現行の軽課措置適用期限について、2030年度燃費基準70%達成車(営業用乗用車のみ)は2年延長し、電気自動車等及び2030年度燃費基準90%達成車(営業用乗用車のみ)は3年延長する。

※車種区分に応じた軽減割合は次のとおり。

電気自動車等		2030年度燃費基準	
		90%達成車	70%達成車
自家用乗用車	75%軽減 ※令和7年度取得分まで適用	軽減なし	
営業用乗用車		50%軽減 ※令和7年度取得分まで適用	25%軽減 ※令和6年度取得分まで適用
自家用貨物車		軽減なし	
営業用貨物車		軽減なし	

(2) 燃費・排ガス不正行為への対応(施行期日:令和6年1月1日)

■納付不足額を徴収する際に加算する割合

【改正前】

納付不足額に10%を加算して徴収

【改正後】

納付不足額に35%を加算して徴収

○自動車メーカーの燃費・排ガス試験不正により生じた軽自動車税環境性能割及び軽自動車税種別割の納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる。

(3) 森林環境税の導入に伴う対応（施行期日：令和6年1月1日）

- 森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため森林整備等に必要なた地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正により創設された国税である。
- 令和6年度から、住所所在市町村が個人住民税（均等割）と併せて賦課徴収することとされたことから、賦課徴収の方法について規定する。

■森林環境税の概要（令和6年度から課税）	
納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する国税
税率	年額1,000円
賦課徴収	住所所在市町村が個人住民税（均等割）と併せて賦課徴収
賦課期日	1月1日（個人住民税と同じ）

※復興財源確保等のため、平成26年度から個人住民税の均等割に加算されている税率（年額1,000円）は、令和5年度で終了する。

(4) わがまち特例制度に係る改正

地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定する「わがまち特例制度」における特例措置の改廃に伴う改正を行う。

① 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の終了に伴う廃止

（施行期日：公布の日）

- 市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した事業用家屋及び償却資産に対する以下の特例措置について、地方税法において廃止されたことに伴い、条例の規定を削除する。

■特例内容	
対象資産	先端設備等導入計画に基づき取得した事業用家屋※、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備、構築物※ ※令和2年4月30日以降のもののみ対象
対象条件	旧モデル比で生産性を年平均1%以上向上させるもの
対象期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
特例期間・特例率	3年間・零（わがまち特例）

※令和5年1月2日から令和5年3月31日までに取得した本特例の適用対象となる資産については、従前のおり、令和6年度から3年間の課税において特例が適用される。

[参考]

地方税法に、市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した機械装置等の償却資産に対する以下の特例措置が創設された。

※本特例措置はわがまち特例制度とはなっていないため、条例への規定は不要

■特例内容	
対象資産	先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備
対象条件	投資利益率が年平均5%以上となるもの
対象期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
特例期間・特例率	3年間・1/2 上記の条件に加え、直前の事業年度と比較して雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ方針を先端設備等導入計画に位置付けて従業員に表明した場合 ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの取得資産 5年間・1/3 ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの取得資産 4年間・1/3

② 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額割合の規定

(施行期日:公布の日)

○市の認定を受ける等の要件を満たすマンションで、必要な修繕積立金が確保され、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、工事が完了した年の翌年度分の建物に係る固定資産税を減額する以下の特例措置について、条例で減額割合を定める。

■減額内容	
マンションの要件	<ul style="list-style-type: none"> ・築後20年以上を経過している総戸数が10戸以上のマンションであること。 ・大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること。 ・長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。
工事期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに工事完了
工事内容	長寿命化に資する一定の大規模修繕工事 ※一定の大規模修繕工事であることにつき、建築士等が発行した証明書等を添付して市に申告する。
減額割合	1戸当たり100㎡相当分を上限 参酌基準：1/3 上限：1/2 下限：1/6 条例で定める減額割合を、地方税法の参酌基準と同率の1/3とする。